

綾部市議会基本条例 検証結果報告書

**令和 7 年 7 月
議会活性化特別委員会**

1 はじめに

綾部市議会基本条例第19条においては、「議会は、この条例の施行後、常に市民の意見や社会情勢の変化等を勘案して、議会運営にかかわる不断の評価と改善を行うとともに、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証するものとする」と規定されている。

これを受け、議会活性化特別委員会において、当該条例の検証を検討項目の一つとして位置づけ、全議員による評価を実施のうえ、議会基本条例に掲げる目的の達成状況について、議論を重ねた上で検証を行ったところである。

本報告は、綾部市議会基本条例の各条項に関する取組状況の確認および目的達成度の5段階評価の結果を整理し、さらに今後の改善の方向性や条文改正の必要性について検討を加えたものであり、その結果および評価をここに報告するものである。

2 検証体制

議会活性化特別委員会幹事会（8名）並びに議長、副議長

委員長	柳原秀一	委員	酒井裕史
副委員長	種清喜之	〃	梅原哲史
委員	井田佳代子	〃	片岡英晃
〃	中島祐子	議長	松本幸子
〃	藤岡康治	副議長	本田文夫

3 検証方法

- *綾部市議会の各条の取組状況等の確認
- *綾部市議会の達成状況評価（5段階評価及び評価対象外）
- *今後の対応

できていないところは、どのようにしたら達成できるか検討

- *条文改正の必要性の有無

【評価区分】

- 5：全くそのとおりできている
- 4：ややそのとおりできている
- 3：どちらともいえない
- 2：ややそのとおりできていない
- 1：全くそのとおりできていない
- 0：評価対象外

4 検証の経過等

開催年月日	会議等	協議内容等
令和6年 9月18日	議会活性化特別委員会 幹事会①	議会活性化特別委員会の取組内 容協議
令和6年10月3日	議会活性化特別委員会 幹事会②	議会基本条例の検証を行うこと を確認
令和6年10月8日	議会活性化特別委員会 ①	議会基本条例の検証を行うこと を決定
令和6年11月13日	議会活性化特別委員会 幹事会③	検証方法・スケジュールの確認
令和6年12月 2日	議会活性化特別委員会 幹事会④	議会基本条例の検証シートの最 終確認
令和6年12月20日	議会活性化特別委員会 ②	全議員へ評価依頼
令和7年 1月15日		検証シート提出期限
令和7年 1月24日	議会活性化特別委員会 幹事会⑤	検証結果のまとめ
令和7年 2月10日	議会活性化特別委員会 幹事会⑥	検証結果のまとめ・意見交換
令和7年 3月12日	議会活性化特別委員会 幹事会⑦	検証結果のまとめ・意見交換
令和7年 3月24日	議会活性化特別委員会 ③	検証結果のまとめ報告
会派での意見交換		
令和7年 4月 9日	議会活性化特別委員会 ④	検証結果のまとめ意見交換
令和7年 6月19日	議会活性化特別委員会 幹事会⑧	検証結果最終確認
令和7年 6月27日	議会活性化特別委員会 ⑤	検証結果公表の確認
令和7年6月定例会	議会活性化特別委員会中間報告	
令和7年 7月	議長へ検証結果報告書提出・公表	

※2月18日（火）、21日（金）、27日（木）、5月12日（月）
6月2日（月）5人の幹事で取りまとめ

5 検証結果概要

(1) 評価内訳 ※各条文の検証結果は

区分	内容	項目数
5	全くそのとおりできている	
4	ややそのとおりできている	3 5
3	どちらともいえない	2 5
2	ややそのとおりできていない	1
1	全くそのとおりできていない	

※各議員の評価を平均した数値です。

(2) 概要

今回、綾部市議会基本条例の制定以来、初めてとなる全議員による評価・検証を実施したところである。評価結果については、各議員の捉え方に一定の差異は見られたものの、全体としては概ねそのとおりできているとの評価が多数を占め、条例の趣旨に沿った議会運営が行われているものと確認された。

他方、第5条第3項に規定されている公聴会制度および参考人制度の活用に関しては、個人の評価ではあるが、「ややそのとおりできていない」または「全くそのとおりできていない」とする評価も見受けられ、制度の実効性や運用の在り方について、なお課題が残されていることが明らかとなった。

(3) 今後の主な課題と対応

本検証の過程において、類似の趣旨を有する規定が条文中に複数存在していることが判明した。とりわけ、市民参加および市民の意見反映に関する事項については、第2条第2項、第3条第3項、第5条第4項および第7項において、それぞれ同様の趣旨が繰り返し記述されており、内容の整理・統合の必要性が指摘された。

これらを踏まえ、今後は条例の条文改正に向けた検討を進めることとし、特別委員会において議論を深めていく予定である。あわせて、議会基本条例の内容や趣旨について、全議員が改めて理解を共有する機会を設けることも重要であると考えているに至った。

(4) おわりに

本市議会においては、今後も基本条例の趣旨に則り、定期的な検証を行うとともに、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に的確に対応しながら、不断の議会改革に取り組んでいく必要がある。

条例の内容についても、引き続き適切な見直しを図ることで、より実効性の高い議会運営を目指すとともに、公正かつ透明性の高い、開かれた議会の確立を推進してまいる所存である。今後とも、市民とともに歩む議会として、その責務を着実に果たしていく。

議会基本条例達成状況検証シート

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
	前文		綾部市民（以下「市民」という。）は、歴史と文化を大切にしながら綾部市市民憲章の実現と、すべての市民が生きる喜びを享受し、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、選挙において綾部市議会議員（以下「議員」という。）を選び、綾部市議会（以下「議会」という。）を構成するとともに、同じく綾部市長（以下「市長」という。）を選んでいる。 議会と市長という二元代表機関には、市民の負託に応えるため、それぞれ異なる特質を生かし、市民の意思を市政に的確に反映するために切磋琢磨し、最良の決定をなす責務が課せられている。 この条例は、市民の意思を代弁する合議機関たる議会の使命を達成するために、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める概括的な規定の遵守に加え、議会及び議員の活動原則をはじめとして、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動への多様な市民参加の推進、議員間の自由討議の展開、市長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について定め、もって、市民に開かれ、身近で信頼される議会を目指し、市民との協働による綾部市のまちづくりを推進するものである。	5	5	5	2	1	0	4.08	議会自らが改革の取組みを積極的に行うことを表明した「議会基本条例」制定の意義は大きい。前文は本条例全体の位置づけ、方向性をしめたもので評価の対象外	—	—	
	第1条 （目的）		この条例は、市政の情報公開と市民参加を推進し、自主、自律の分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員活動の活性化と充実のため、議会運営に必要な基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	10	2	5	1	0	0	4.13	—（評価対象外）	—	—	

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
第2条 (議会の活動原則)			議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	14	2	1	1	0	0	4.25	—(評価対象外)	—	—	
	(1)		公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	1	7	4	6	0	0	4.06	○会議録を公開 ○本会議のライブ配信、録画配信 ○議会報告会の開催 ○傍聴席のバリアフリー化 ○議会だよりの全戸配布	○議会資料の公開、本会議以外の議事録等の公開	○情報発信の強化 ○議事録公開の拡充 ○議会資料のホームページ等への公開	
	(2)		市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるように、市民参加の機会の拡充に努めること。	1	5	8	2	2	0	3.94	○手法を変えながら議会報告会を開催	—	○時代に合った手法を調査・研究しながら継続実施 ○政策討論会や意見交換会を実施 ○若者や女性、団体等多様な意見の把握	
	(3)		把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。	1	4	5	7	1	0	3.71	○第6次綾部市総合計画に関する提言書提出 ○令和5年度公共交通をテーマに議会報告会を開催。綾部市の公共交通政策に関する提言書を提出 ○手話コミ条例は請願を採択し、議会からの働きかけにより制定	○政策提言の機会が少ない	○各常任委員会で具体的なテーマを設定し、提言や条例提案に繋げる ○議員のスキル向上を図る	
	(4)		市民本位の立場から、執行機関による適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	1	7	3	7	0	0	4.00	○市民の立場から行政運営を監視し、適切な指摘や評価を行っている	○議会のチェック機能の更なる強化が必要	○議会のチェック機能の強化のため研修の充実を図る	
	(5)		議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、市民の視点からみてわかりやすい方法等で行うこと。	1	3	4	9	1	0	3.53	○プロジェクター設置や動画配信を実施	○傍聴者数が少ない	○傍聴者への事前周知の工夫 ○傍聴環境の改善	

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
		(6)	市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる綾部市議会会議規則（昭和42年綾部市議会規則第1号）、綾部市議会委員会条例（平成3年綾部市条例第20号）及び議会内での申し合わせ事項を適宜又は継続的に見直すこと。	2	4	4	4	3	1	3.44	○必要に応じて内容の見直し・修正等の実施	—	○会議規則や委員会条例及び申し合わせ事項の継続的な見直し改善を図る	
第3条 （議員の活動原則）			議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	11	2	3	2	0	0	4.00	—（評価対象外）	—	—	
	(1)		市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うこと。	0	5	7	6	0	0	3.94	○研修会、勉強会等の受講 ○先進地視察等への参加 ○綾部市議会議員政治倫理条例の制定	○議員の品位の定義は明確でない。議員の活動は個々の自覚に委ねられている。 ○議会会議規則の順守が不十分	○品位や識見を養うため、研修会等を継続実施 ○新人議員研修を充実	
	(2)		議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。	1	6	3	6	1	1	3.71	○議員間討議を試行	○実施のルールなど今後の検討が必要	○議員間討議の積極的な活用 ○ルールの明確化	
	(3)		市政全般についての課題、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい振る舞いをする。	0	3	9	6	0	0	3.83	○勉強会や視察研修に参加	○議員ごとの取組に差がある	○議会全体での研修制度の整備 ○議員個々が積極的に市民と接し、意見の把握に努める	
	(4)		議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	0	5	8	4	0	1	3.89	○実施できている	—	—	

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
第4条 (会派)			議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	6	7	5	0	0	0	4.58	—(評価対象外)	—	—	
	2		会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。	0	9	6	3	0	0	4.33	○同じ志を持つ議員同士での会派が結成されている	○理念の違いが分かりにくい	○それぞれの会派が独自の政策目標掲げる	
	3		会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	0	5	8	4	1	0	3.94	○一定の調整機能は果たしている ○議会運営委員会において合意形成している	—	○会派間での調整を重視し、議会全体としての合意形成や政策提言を目指す	
第5条 (市民と議会の関係)			市民と議会との関係は、相互に関かれ、かつ主体的に関わり合うことを旨とし、議会は、次の各号に掲げるところにより、その関係の推進及び保持に努めなければならない。	10	3	2	3	0	0	4.00	—(評価対象外)	—	—	
	(1)		議会は、本会議のほか、すべての会議を原則として公開とする。	0	7	8	2	1	0	4.17	○人事案件以外は、原則全ての会議を公開 ○会議録の公開、本会議をライブ中継や録画配信	○委員会の傍聴は公開はできているが、インターネットによる配信ができていない	○タイムリーに市民へ情報を提供することが必要であり、委員会のライブ中継も必要	
	(2)		議会は、市民に対して積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。	0	5	7	6	0	0	3.94	○議会だよりや議会ホームページによる情報発信 ○議会だよりにより二次コード添付	○議会だより以外の情報発信が必要	○議会としてのSNS等の活用によりリアルタイムでの情報発信に取り組む ○情報発信の手法を研究 ○議会ことに市政報告会の開催など、市民との意見交換の機会を増やすことが必要	

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
	(3)		議会は、法第100条の2の規定による専門的事項の調査並びに本会議にあっては法第115条の2の規定による公聴会制度及び参考人制度を、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては法第109条第5項の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民その他の専門的又は政策的識見等を議会の討議に可能な限り反映させるものとする。	2	3	2	5	2	4	2.88	○参考人制度を運用して関係者を委員会に招聘し、閉会中の所管事務調査を行った（平成23年4月）	○公聴会、参考人制度を十分に活用できていない	○制度の重要性や必要性の理解を深め、活用につなげる ○新たな分野や複雑な課題において、専門家の意見を取り入れ討議に反映する	
	(4)		議会は、多様な市民との意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。	1	4	8	2	3	0	3.76	○第6次綾部市総合計画に関する提言書提出 ○令和5年度公共交通をテーマに議会報告会を開催。綾部市の公共交通政策に関する提言書を提出 ○議会報告会の開催	○常任委員会での調査研究活動の更なる充実 ○議会報告会以外で、市民との多様な意見交換の場が設けられていない	○多様な立場の市民を対象としたテーマ別の意見交換会を充実 ○オンラインでの意見交換会の開催	
	(5)		議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を負う。	1	5	7	5	0	0	4.00	○議会だよりにより、定例会の内容を報告	○議会だより以外の情報発信が必要 ○多様な媒体での説明はできていない	○動画配信等の手法を検討	
	(6)		議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を負う。	1	6	4	5	1	1	3.76	○議会だよりでの情報発信	○多様な媒体での説明ができていない	○動画配信やSNSなどの手法を検討 ○議会運営の流れや議案審査の手順を図示するなど市民がわかりやすい形式での情報発信 ○議会モニター制度の設置を検討	

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
		(7)	議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を執り行うものとする。	1	8	7	2	0	0	4.35	○議会報告会の開催	—	○議会報告会の開催回数の検討 ○テーマを多様化し、幅広い市民が関心を持つ内容を取り上げることで、参加者を増やす	
		(8)	前号の議会報告会に関することは、別に定めるところによる。	12	3	2	1	0	0	4.33	—(評価対象外)	—	—	
第6条 (市長等と議会及び議員との関係)			議会審議における市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と議会及び議員との関係は、適度な緊張状態を旨とし、議会は、次の各号に掲げるところにより、その関係の保持に努めなければならない。	7	6	3	2	0	0	4.36	—(評価対象外)	—	—	
		(1)	本会議における市長等と議員との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。	0	13	3	2	0	0	4.61	○代表質問や一般質問、緊急質問で一問一答方式を採用	—	○引き続き一問一答方式を活用し、円滑かつ生産性の高い質疑応答に努める ○質問内容を事前に十分精査し、質疑の質をさらに高める ○質問に対する答弁事項についての追跡質問や調査を、議会として行う	
		(2)	市長等は、本会議及び委員会において、論点を明確化し議論を深める目的で、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。	2	10	1	5	0	0	4.31	○過去に反問権が行使された ○近年はなし	—	○現状維持	

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
第7条 (市長に対する説明要求)			議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、政策等の水準を高めるとともに、市民への情報公開の観点から、市長に対して次の各号に掲げる事項について説明を求めることができる。	7	5	3	2	1	0	4.09		—	○計画等が出てくるより以前に議会で新計画等のポイントを整理し、議会案を持てるようにする	
	(1)		政策の発生源	2	7	4	4	1	0	4.06	○重要事項に関しては市長から説明を受けている ○予算関係に関しては説明資料が改善され詳細が分かるようにしている	—	○今後も市民、議員、執行機関、専門家などの多様な発生源から政策を生み出す取り組みを強化し、市政全般における課題に対し、効果的な解決策を提案できる体制を構築する。 ○引き続き必要な情報は説明を求め、方法や資料についてはその都度改善を図る	
	(2)		提案に至るまでの経緯	2	9	2	5	0	0	4.25		—	○今後も市民意見を積極的に収集し、提案に反映する取組を継続	
	(3)		他の自治体の類似する政策との比較検討	2	8	4	4	0	0	4.25		—	—	
	(4)		市民参加の実施の有無とその内容	2	7	5	4	0	0	4.19		—	○多様な市民の声が政策に反映されているか注視する	
	(5)		総合計画との整合性	2	8	3	5	0	0	4.19		—	—	
	(6)		財源措置	2	7	5	4	0	0	4.19		—	○市の財政健全化を最優先とし、安定した財源確保に向けた議論を継続	
	(7)		将来にわたるコスト計算	2	6	5	4	0	1	3.94		—	—	

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
	2		議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案又は執行における論点並びに争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。	1	5	4	5	3	0	3.65	○本会議、予算決算委員会で立案や執行における論点・争点を明確にすることを重視 ○審議の中で政策の目的や手法、想定される成果、リスクなどを掘り下げ、質疑を通じて問題点を洗い出し、提案内容の改善を求めている ○重点施策については、進行状況を定期的に確認し、遅れが見られる場合には改善を求めている ○特に、事業計画や政策提案に対して、必要な財源の裏付けを確認し、財政の健全性を維持する取組を進めている ○事業や施策を実施する際、短期的な効果だけでなく、長期的なコストを見据えた政策提案を重視している ○大規模な公共施設の整備やインフラ事業においては、建設費用だけでなく、維持管理費や更新費用を含むライフサイクルコストを考慮した議論を行っている	○執行後における政策評価に資する審議は不十分	○今後も政策提案に対して立案や執行において、政策水準の向上を目指した審議を徹底 ○各種事業の進捗状況等についても確認する仕組みが必要 ○他自治体の先進事例を積極的に取り入れ、綾部市に適した形で検討を行う ○評価結果を市民にわかりやすく公表する ○必要に応じて新たな財源の確保策を検討し、税収増加や効率的な財政運営 ○将来の社会情勢や経済状況の変化を見据え、長期財政見通しを定期的に見直し ○事業計画や政策提案の優先順位を柔軟に変更し、財政負担の最適化を図るなどの研鑽も必要	

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
第8条 (市長に対する説明資料要求)			議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条第1項各号の規定に準じ、市長に対してわかりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の提出を求めることができる。	1	8	5	3	1	0	4.18	○事業別・施策別の予算説明資料となるよう財政当局と協議し、様式を変更 ○予算では予算説明資料、決算では主要施策の報告書が提出されている	○主要施策の報告書と決算書のみでは、事業ごとの具体的な経費執行内容が不明確	○引き続き、市長に対し施策別・事業別の説明資料提出を要請 ○資料の内容や形式の改善を行い、より充実した内容を目指す	
第9条 (法第96条第2項の議決事件)			法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項については、別に条例で定めるところによる。	5	8	2	3	0	0	4.38	○綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例を制定し、議会の議決事項を明確化	○実施状況の報告を求められるが、活用していない ○社会情勢の変化や市政運営上の課題を踏まえ、議決事項の範囲の見直し検討がされていない	○条例に定める実施状況の報告を積極的に活用 ○全国の事例を参考に、必要に応じて議決事項の見直しを検討する	不要
第10条 (議員間の討論による合意形成)			各議員は、議会が議員による討論の場であることを認識し、議長は議員相互の討論を中心とした議会運営に努めなければならない。	2	5	5	3	2	1	3.69	議長は、議員相互の討論を中心とした議会運営に努めている	—	○現状維持	不要
	2		議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互の議論を尽くすよう努めなければならない。	1	5	4	3	3	2	3.41	○本会議では質疑と討論の場を設定、常任委員会では令和6年6月定例会から常任委員会で議員間討論を試行	○議員間討論の実施例が少なく十分に活用できていない ○議員間討論を休憩中に行っており、議事録や委員長報告にも含まれず、議論の内容が市民に公開されない	○議員間討論の方法について、自由・活発な討論に加え、市民への公開の視点も含めて検討する ○本会議においても、議員間で自由に意見を交換できる時間を確保し、合意形成を促進 ○対立する意見がある場合には、議長や委員長が議論を整理し、共通点を見いだすよう努める	不要

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
第11条 (委員会活動)			委員会は、審査に当たっては綾部市議会情報公開条例（平成12年綾部市条例第35号）に基づき、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。	3	4	4	4	1	2	3.47	○綾部市議会情報公開条例に基づき、資料等を公開している。また、綾部市情報公開条例の運用状況は毎年度議会だよりで公表	○情報公開請求自体が非常に少なく、市民にわかりやすい議論ができていないかを判断する基準や取り組みが少ない	○より市民に分かりやすい議論を行う意識を高める	不要
	2		前項における資料等の公開に関する個人情報の取扱いについては、綾部市議会個人情報保護条例（令和5年綾部市条例第2号）に準じるものとする。	2	11	2	2	0	1	4.38	○実施できている	—	—	不要
	3		委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。	1	4	5	4	2	2	3.41	○第6次綾部市総合計画に関する提言書提出 ○令和5年度公共交通をテーマに議会報告会を開催。綾部市の公共交通政策に関する提言書を提出	○議案審査の中で議員個人の提案等は一定なされているが、議会としての政策提言の取組は十分とは言えない	○各委員会でテーマを設定し、調査・研究を進め、政策立案・提言に取り組む	不要
第12条 (政務活動費の執行及び公開)			会派（綾部市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年綾部市条例第1号）第1条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）の代表者は、同条例第2条の規定により、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保しなければならない。	2	11	3	2	0	0	4.56	○会派代表者が会計帳簿や領収書等を適切に管理し、支出内容等を明確にした収支報告書を作成	—	○現状維持	不要
	2		会派の代表者は、その属する会派の政務活動費について、自ら説明責任を果たさなければならない。	0	13	4	1	0	0	4.67	○各会派は収支報告書や調査研究に関する報告書を公表し、説明責任や透明性を確保	—	○現状維持	不要
	3		会派の代表者は、市民から書面により前2項に規定する書面の開示請求があった場合は、綾部市議会情報公開条例第3条の規定に基づき速やかに開示しなければならない。	0	12	3	3	0	0	4.50	○適切に開示	—	○現状維持	不要

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
第13条 (議員研修等の充実)			議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修及び調査研究の充実強化に努めなければならない。	3	6	7	2	0	0	4.27	○議員の資質向上と政策形成能力の強化を目的に、定期的に議員研修、委員会視察等を実施	○さらなる充実強化が課題	○専門家を招いた研修の継続やオンライン研修の導入により、時代に即した知識等を習得する機会や効率的な学習環境を整備する ○研修の事前準備や事後の共有を徹底 ○研修成果を政策立案等につなげる仕組みを研究し、議員の資質向上を図る	
	2		議会は、前項の議員研修及び調査研究の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会及び懇談会等を年1回以上開催するものとする。	1	7	6	4	0	0	4.18	○専門家を招いた議員研修会、市民と懇談する議会報告会（市民と議会のつどい）、委員会視察等を年1回以上実施	—	○オンライン意見交換会も併用して幅広い市民層からの意見を取り入れるなど新たな取組を検討	
第14条 (議会事務局の体制整備)			議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。	4	6	2	6	0	0	4.00	○議員からの要望に応じて、法令解釈、他自治体の事例調査、統計資料収集・提供などを実施	事務局機能の充実強化が課題	○予算、人員配置等を含め、事務局機能の充実強化に努める	
第15条 (議会図書室)			議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	4	3	3	3	3	2	3.14	○日経グローバルや自治日報を購読し、関連書籍や議員要望に応じた資料を購入 ○ネットで見るできない専門書物、郷土資料、過去の議事録を保管	○図書室の利用が少ない ○調査研究の媒体が多様化しており、紙媒体に限った図書室では調査研究環境として不十分	○資料を電子化し、議員がオンラインで検索・閲覧できる環境の整備を目指す ○導入済みのタブレット端末を活用し、外部データベースへのアクセスを拡充	

条	項	号	条文	自己評価集計表						平均	取組状況・実績等	課題	今後の対応	条文の改正の必要性
				0	5	4	3	2	1					
第16条 (議会広報の充実)			議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表するなど、市民に対して情報の提供に努めなければならない。	1	6	9	2	0	0	4.24	○定例会ごとに議会だよりを発行し、議案に対する各議員の対応等を公表。議会ホームページでの情報発信	○市民により読んでもらえるような議会だよりの作成	○議会だよりの紙面の刷新、充実 ○委員会の動画配信	
	2		議会は、情報技術の発達等を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めなければならない。	1	3	8	5	1	0	3.76	○議会だよりの発行に加え、議会ホームページ、本会議のライブ中継・録画配信を実施	○さらなる取組が必要	○動画等による情報発信を強化 ○SNS等、新たな手法も検討	
第17条 (議員定数及び議員報酬)			議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。	5	8	4	1	0	0	4.54	—(評価対象外)	—	—	
	2		議員定数又は議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して広く市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。	3	5	5	2	1	2	3.67	○議員定数及び報酬の改正の検討では、市政の現状や将来の人口推移、財政状況などを総合的に評価した上で議論を実施 ○過去には市民と議会報告会のテーマにしたり、アンケート調査を実施して市民の声を聴取し、協議	○これまで定数や報酬について、公聴会制度や参考人制度の必要性まで論じてきていない ○過去に議員定数の改正について市民アンケート調査等を実施したが、市民意見が拮抗した	○公聴会制度や参考人制度の重要性や必要性について研修する ○議員定数及び報酬の改正については、第三者機関の設置なども含め広く市民の声を反映するよう努める	
第18条 (最高規範性)			この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定することができない。	5	8	3	2	0	0	4.46	—(評価対象外)	—	—	
	2		議会は、議員に対して、この条例に関する理解を深めさせるために、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。	1	6	5	4	1	1	3.82	○新人議員に対しては、議会事務局主導で研修会を開催し、議会基本条例の理解促進を図っている	○初当選直後の研修のみで、全議員を対象とした継続的な研修機会の不足	○初当選時だけでなく、定期的な研修の機会を設け、議会活動の実務と結びつけた継続性のある研修の実施	

[illegible]